

議案第 8 5 号

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止について

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、西春駅東口地下自転車駐車場の廃止に伴い、本条例を廃止するため必要があるからである。

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に生じた損害に係る廃止前の北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第12条の賠償については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。